新型コロナウイルス感染拡大防止のための岡崎3機関等(基礎生物学研究所、生理学研究所、分子科学研究所、生命創成探究センター)の活動制限指針(第4版)

| レベル | 総合 | 研究活動 | 共同利用研究 | 研究会等の集会 | 所内会議 | 備考 |
|-----|---------------|--|---|---|--|----|
| 0 | 通常 | | | | | |
| 0.5 | 一部制限 | 感染拡大防止に最大限の配慮をして、研究活動を 行うことができます。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をして、研究活動を行うことができます。 | オンライン開催を推奨しま す。参集する場合にあって は、感染拡大防止に最大限の 配慮を必要とし、懇親会の開 催は、禁止します。 | オンライン開催を推奨しま す。対面会議を行う場合に あっては、感染拡大防止に 最大限の配慮が必要です。 | |
| 1 | 制限-小 | 研究活動は続行できますが、感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、研究部門等の職員等(研究室関係者)は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅で作業することを検討する必要があります。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をして、研究活動を行うことができます。 ただし、オンラインによる研究活動 を除き、感染拡大地域に所在する大 学等研究機関の共同利用研究者の受 入れを停止する場合があります。 | す。オンライン開催を推奨し ます。 | 会議の開催は、必要最小限 とし、移せるものからオン ライン会議に移行します。 | |
| 2 | 制限-中 | 現在進行中の研究活動を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りを当該研究室・施設の長 (PI)の判断で許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。 | 現在進行中の実験・研究、および研 究内容でPIが受け入れの判断をし た場合のみを対象として、共同利用 研究の継続が可能です。ただし、研 究の体制は「レベル2」の研究活動 に準じます。 | 開催のみ | 会議開催は、必要最小限のオンライン会議のみ | |
| 3 | 制限-大 | 以下の研究室関係者を除き研究室への立ち入りが禁止されます。立ち入りには、 PI を経由し所長(又は生命創成探究センター長)の許可を得てください。 1)中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2)進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3)生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ | 共同利用研究の停止。ただし、オン | | 会議開催は、必要最小限のオンライン会議のみ | |
| 4 | 構内活動の 原則停止 | 研究所等の最低限の維持のために、所長(又は生命創成探究センター長)の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可能です。 | ラインで実施できる共同利用研究 | | 会議関係は、必要最小限のオンライン会議のみ | |

[○]レベルの移行は、岡崎3機関所長会議で決定します。

[○]レベル、2、3、4における「研究活動」欄の内容について、オンラインで実施できる研究活動に制限を行うものではありません。

[○]海外から帰国・入国者については、本邦入国の際の検疫及びその指示による処置を終えた者について、入構を許可します。